

作成日：2012年1月5日

## インドネシア共和国

特許庁の所在地：

Department of Law and Legislation, Directorate General of Intellectual Property

Direktorat Jenderal Hak Cipta, Paten dan Merek,  
Departemen kehakiman R. I., Jl. Daan Mogot Km. 24,  
Tangerang 15119,  
Indonesia

Tel : 62 21 552 4992

Fax : 62 21 552 5366

Website : <http://www.dgip.go.id>

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

インドネシアにおける意匠保護に関する法律は、2000年12月20日に施行された意匠法です。意匠出願は、2001年6月14日から可能となっています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

★インドネシアは意匠の国際分類に関するロカルノ協定には加盟していませんが、ロカルノ協定国際分類の同一クラスに属する複数の意匠について一出願することができます。

#### (1) 願書

- ① 意匠に係る物品の表示。
- ② 意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ③ 優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。
- ④ 出願公告の繰り延べを希望する場合には、その旨の記載が必要です。

#### (2) 図面又は写真

6面図及び等角投影図が必要です。一定の場合には見本の提出も認められています。一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要です。

#### (3) 陳述書

出願に係る意匠が、出願人に帰属する旨を記載したインドネシア語による陳述書が必要です。

#### (4) 出願人が正当権利者であることの説明書

出願人が創作者でない場合に必要となります。通常は、譲渡証書（創作者及び出願人の双方が署名したもの）及びインドネシア語の翻訳文を提出します。

#### (5) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (6) 優先権翻訳

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (7) 委任状

提出期限は出願日から3ヶ月です。出願人が署名したもので、公証・認証は必要ありません。

### 3. 料金表（単位：インドネシアルピア（IDR））

(1) 意匠出願	3 0 0 0 0 0
(2) 異議申立	1 5 0 0 0 0
(3) 証明書の発行	1 0 0 0 0 0
(4) 譲渡	4 0 0 0 0 0

- |           |        |
|-----------|--------|
| (5) ライセンス | 250000 |
| (6) 取消し請求 | 200000 |

#### 4. 料金減免制度について

意匠出願について減免制度は採用されておられません。

#### 5. 実体審査の有無

意匠出願については、方式審査に加えて新規性等の実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

意匠出願については、出願公開制度は採用されていません。

#### 7. 審査請求制度の有無

意匠出願については、審査請求制度は採用されていません。意匠出願について出願日が認められた出願は全件審査の対象となります。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 意匠出願は、知的財産権総局に対して行います。意匠出願は最初に、出願日の認定要件を満たしているか否かについての審査が行われます。すなわち、
  - ① 所定の様式による願書に必要事項が記載されているか、
  - ② 意匠に係る図面又は写真が添付されているか、
  - ③ 意匠の説明がなされているか、
  - ④ 所定の手数料が納付されているか、についての審査が行われます。
- (2) 出願日の認定要件が満たされている場合には、方式要件についての審査が行われま  
す。複数意匠に係る出願の場合には、ロカルノ協定国際分類の同一区分に属している  
か否かの審査も行われます。方式要件を充足していない場合には、補正命令が発せら  
れ、不備を是正しない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。
- (3) 方式要件を具備している場合には、①意匠の適格性、②新規性、③公序良俗違反に  
ついての実体審査が行われます。新規性等の要件を満たしていない場合には、出願は  
拒絶され、30日以内に不服申し立てをすることができます。
- (4) 新規性等の実体要件を満たしている場合には、意匠出願は出願公告されます。通常  
は、出願から3ヶ月以内に出願公告がなされますが、「公告の繰り延べ請求」がなさ  
れている場合には、最長、出願日（又は優先日）から12ヶ月間の繰り延べが認めら  
れていますので、当該繰り延べ期間の経過後に出願公告がなされます。出願公告の期  
間は3ヶ月間であり、この期間に第三者には当該意匠出願に対して異議申立を行うこ

とが認められています。異議申し立てがあった場合には、出願人には反論の機会が与えられます（3ヶ月間）。異議申し立ての結果、意匠出願が拒絶された場合には、出願人は管轄商事裁判所へ提訴することができます。

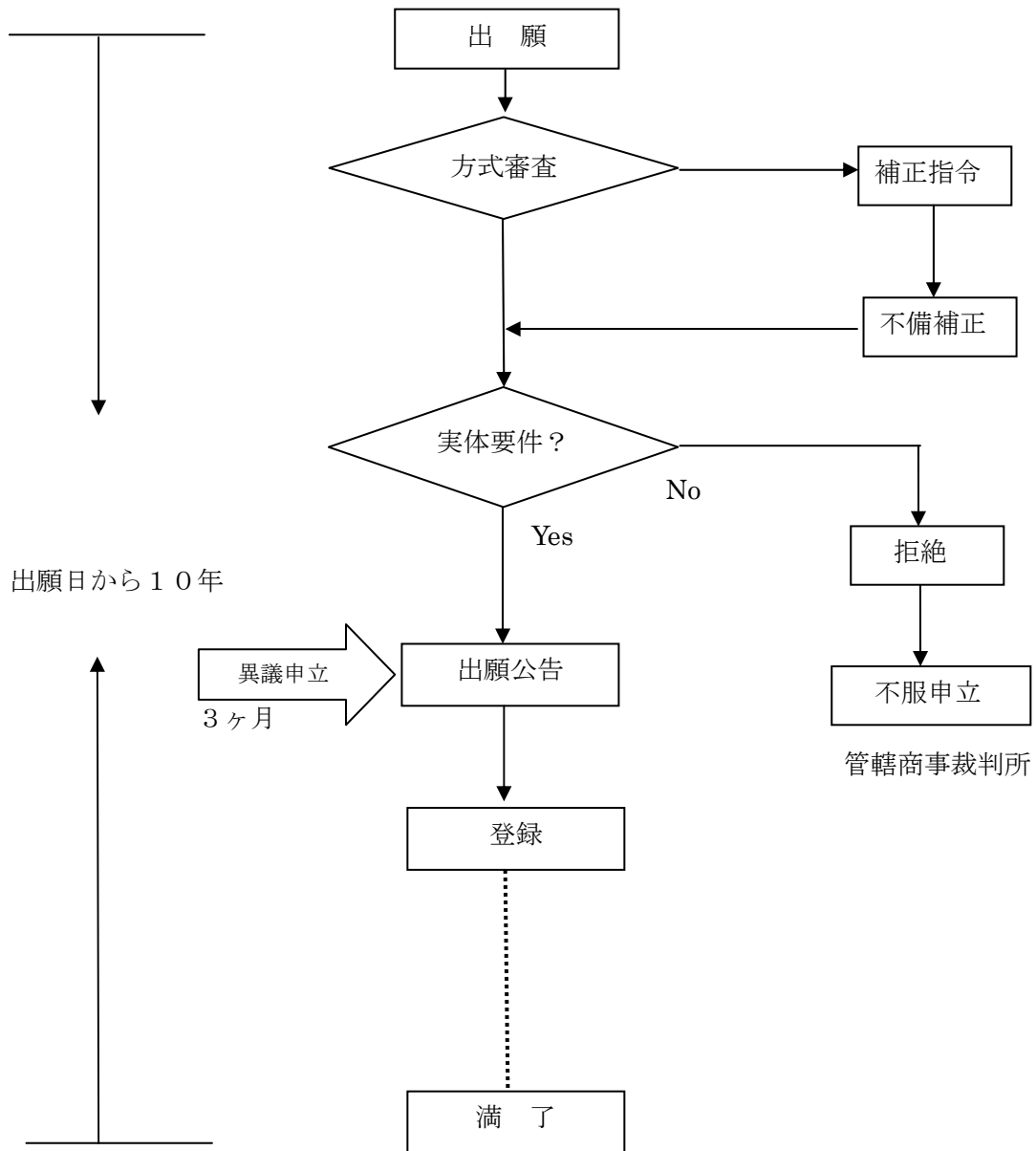
- (5) 出願が実体要件を満たしている場合には、意匠登録がなされ出願人に登録証が発行されます。

**【新規性】**

意匠出願日前（優先日前）に世界のいずれかにおいて、印刷物若しくは電子媒体において意匠が開示又は展示されていなければ、意匠出願は新規性を有していることになります。以下の場合には新規性は喪失したものとみなされません。

**【新規性喪失の例外】**

- ① 意匠出願日の6ヶ月前における、教育、研究又は開発試験目的での意匠創作者によりインドネシア国内における意匠の使用
- ② 意匠出願日の6ヶ月前における、インドネシア国内又は国外において開催された公の又は公に認められた国際博覧会、又は公の又は公に認められたインドネシア国内博覧会における意匠の展示



## 9. 存続期間及びその起算日

出願日から10年です。延長制度はありません。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておりません。

## 11. 留意事項

### (1) 意匠の定義

意匠とは、3次元又は平面の輪郭、色彩又はこれらの組み合わせによる形状、構造

若しくは配置であって、美的印象を与え一定の生産物、商品、工業製品又は手工芸品に適用できるものをいいます。

(2) 権利侵害

意匠に係る物品の製造、使用、販売、輸入は意匠権の侵害行為とされています。研究・教育目的でこれらの行為を行うことは侵害とはなりません。意匠権者の正当な利益を害さないことが条件とされます。意匠権者は、侵害行為に対しては、管轄商事裁判所に対して差し止め請求、損害賠償請求をすることができます。意匠権を故意に侵害する行為は刑事罰の対象となり、4年以下の禁固または罰金が課せられます。

意匠に係る物品に「登録意匠」である旨の標記は義務付けられていませんが、侵害対応のためには標記をしておくべきでしょう。

(3) 無効、取り消し

意匠登録について利害関係を有する者は、管轄商事裁判所に対して登録無効の請求をすることができます。無効理由は、新規性の欠如、公序良俗違反となっています。

(4) 譲渡

意匠権は譲渡することができますが、譲渡の効果を第三者に主張するためには所定の登録をしなければなりません。譲渡証書は譲渡人及び譲受人双方が署名し、公証を受けることが必要です。

(5) ライセンス

排他的ライセンス又は非排他的ライセンスの2種類がありますが、排他的ライセンスと認められるためには、ライセンス契約書にその旨が明記されていなければなりません。譲渡の場合と同様に、ライセンスを第三者に対抗するためには、所定の登録が必要となります。ライセンス契約の内容が不正競争行為を含んでいる場合には、ライセンスの登録は拒絶されることとなります。

(6) 著作権との関係

芸術的特性を有する意匠は著作権の対象にもなりますが、著作権として保護されるのは、大量に複製されていないもののみとなっています。